

ロータリー希望の翼奨学金事業奨学生募集要項Ⅱ（大学等在校生支援）

（趣旨）

令和6年能登半島地震・豪雨災害の被災等により、経済上の理由で大学等の在学が困難な事情がある生徒に奨学金を給付し、次世代を担う人材の育成を図る

（奨学金概要） 奨学生に半年ごと計2回

の給付を行う

1回目 30万円、2回目は10万円で一人当たり計40万円の給付とする

（応募資格）

以下のいずれの各項にも該当する者

1. 本人もしくは保護者の住所が石川県もしくは富山県である者
2. 令和6年能登半島地震の影響で保護者の収入が大きく減少したか、自宅もしくは

事業所が全半壊などして多額の修繕費を要するため、経済的支援を必要とする者

3. 大学等（大学院、短大、専門学校等を含む）に在学している者（通信教育課程および夜間学部生、並びに留学生を除く）
4. 石川県もしくは富山県のロータリークラブ会長の推薦書を提出できる者

（制約）

1. 他の奨学金との併用は可とする（ただし、他のロータリーの奨学金との併用は原則認めない）

（募集概要）

1. 募集方法 国際ロータリー第2610地区ホームページ等で公示
2. 募集期間 第1次募集 2025年2月5日～2025年3月10日 第2次募集（第1次募集で定員に達しなかった場合）
2025年4月5日～2025年5月31日
3. 選考方法 書類審査（詳細は応募開始時に公開される「応募手引き」を参照）
4. 選考期間 第1次募集 2025年3月11日～2025年3月20日 第2次募集（第1次募集で定員に達しなかった場合）
2025年6月2日～2025年6月11日
5. 募集人数 20名

（採否決定）

1. 応募書類（不備があるものは却下）をもって、国際ロータリー第2610地区能登半島地震復興支援会議にて選考を実施する
2. 選考結果は適宜、選考結果を通知する

(給付)

1. 第1次募集奨学生への第1回給付 2025年4月下旬
第2次募集奨学生への第1回給付 2025年7月下旬
2. 第1次・2次募集奨学生への第2回給付 2025年11月下旬

(奨学生の義務)

奨学生は次に定める義務を履行する必要がある。履行されない場合には、奨学金の一時停止もしくは奨学生の資格喪失の措置が取られる

1. 在学証明書を提出すること
2. 年に2回以上、地元のロータリークラブに出席（WEB参加を可とする）し、学業の報告をすること
3. 奨学金給付要件に関わる情報に変更があった場合の適時報告

(その他)

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、国際ロータリー第2610地区能登半島地震復興支援会議にて協議し決定する。

附則

この要項は、令和7年2月2日から実施する。